

平成 28 年 7 月

平成 28 年度 建設工事に関する産業廃棄物適正処理セミナー 質問回答集

建設副産物ワーキンググループ

【東京会場】

Q1.

作り付けの家具やカーテンの取り付け等も含めた契約をしている場合、その取り付けの際に発生した廃棄物の排出事業者は契約をした元請か実際に取り付けを行う下請か？

A. 基本的にはお施主様と契約をしている元請業者が排出事業者として、適正処理の責任を負うと考えます。

Q2.

建設工事で使用する図面や指示書（紙）は産業廃棄物か、一般廃棄物か？産業廃棄物となる場合は建設現場から処分しなければならないか？

A. 建設工事により発生する紙くずが産業廃棄物となるのは、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの」とされているため、図面や指示書は事業系一般廃棄物として事務所等から排出するべきであると考えられます。

Q3.

委託できる処理業者の見分け方は？視察に行った際の見べきポイントは？

A. 処理業者の選定や施設確認を行う際のポイントについては木住協ホームページの産業廃棄物のページで Q&A 形式で公開しています。参考にして頂けると幸いです。

木住協ホームページ URL : <http://www.mokujukyo.or.jp/kensetsu/industrialwaste/>

Q14 「優良認定処理業者なら産廃管理を任せて良い？」

Q27 「処理業者の施設確認では何を確認すれば良い？」 などご参照ください。

Q4.

建設系産業廃棄物の処理委託を行う場合、テキストにある 9 品目のみ記載しておけばよいか？9 品目以外の許可を受けている場合でもその他の品目の記載は不要か？

A. テキストにある 9 品目はあくまで建設工事から排出される主な品目の一例として紹介しているものです。処理委託契約書の品目の記載は、実際に処理委託を行う品目を記載しなければいけません。そのため、9 品目すべて委託する予定であれば、9 品目すべての記載が必要ですし、もし 9 品目以外にも排出されることがあれば記載されていなければいけません。逆に処理業者が 9 品目すべての許可を持っていても、9 品目の中に委託しない品目があるのであれば、その品目は契約書の記載からは除くべきと言えます。あくまで実際に委託を行う品目について契約書に記載します。

Q5.

石綿が入っているか分からない産廃について、分析やメーカーへの問合せでは時間がかかり過ぎる。何か判断方法はないか？

A. 大気汚染防止法では平成 18 年 9 月 1 日以降に新築工事に着手された建物については石綿の使用が無いと判断しても良いとされています。それ以外には石綿含有建材かどうか判断するには分析するか、建材メーカーが HP 等で公開している一覧などから品番などで確認することが基本となります。分析等を行う時間が無い場合は、石綿が含有されていると見なして扱ってください。

Q6.

その現場では不要となった木材などでまだ使用できる資材を他の現場で使うために持ち帰る場合、産業廃棄物となるか？下請業者が持ち帰って使用したいと言った場合、持ち帰らせて問題は無いか？

A. 他の現場で再利用することを目的に、木材などを持ち帰ることは可能です。

ただし、持ち帰った資材が再利用できなくなり、持ち帰った下請業者が不適正処理を行なった場合には、元請業者が排出事業者責任を求められる可能性があります。そのため、再利用の目的であっても持ち帰る場合には管理が必要です。

Q7.

既存建物解体時に残されていた消火器の処理方法について教えてほしい。

A. 消火器については一般廃棄物となります。お施主様にご説明の上、行政へ相談してもらうようにしてください。

【名古屋会場】

Q1.

建設リサイクル法の対象工事の条件である新築工事の延べ床面積 500 m²以上というのは分譲住宅などで工事契約は個別に結ぶが、工事は同時期に行うといった場合、該当するのか。

A. 原則は延べ床面積を合計して対象となるか判断されます。したがって、個々の住宅で延べ床面積が 500 m²を超えていなくても、合計を超える場合には対象工事と考えます。

ただし、合計から判断するかどうかは自治体によって判断が異なる場合もありますので所轄の行政へ確認を行うようにしてください。